

2018年 LL.M.知的財産研究第4回問題

つぎの問題1と問題2に答えなさい。

問題1

Xは「A物質とB物質を α 方法で処理して生成したC物質」との名称の発明の特許権者である。なお、C物質は特許請求の範囲において化学構造式で特定されており、C物質自体は明細書に記載されたとおりに有用性を有する新規な物質である。

Yは、A物質とB物質を α 方法で処理して生成したC物質を製造販売している。

XはYに対してC物質の製造販売が本件特許権の侵害であるとして差止請求訴訟を提起したいと考えている。

- ① 本件訴訟のXの代理人ならば、どのように構成してYの行為が本件特許権の侵害であると主張するか。
- ② 本件訴訟のYの代理人ならば、①のXの主張に対して、どのような主張で対抗するか。
- ③ 本件訴訟のXの代理人ならば、②のYの反論に対する対抗主張はあるか。
- ④ 本件訴訟担当の裁判官ならば、XY双方の主張を踏まえて、どのような結論を出すか。

問題2

Xは「A物質とB物質を α 方法で処理して生成した物質」との名称の発明の特許権者である。なお、 α 方法はバイオテクノロジー技術を用いたものであり、この方法を用いて生成された物質は極めて有用性を有する新規物質であるが、出願段階ではその構造の分析が技術的に困難な状況にあった。

Yは、A物質とB物質を α 方法とは異なる β 方法で処理して生成した物質を製造販売している。

Xは、A物質とB物質は、 α 方法で処理しようが β 方法で処理しようが結果生成される物質は同じであるから、Yに対して本件特許権侵害を理由として当該物質の製造販売の差止請求訴訟を提起したいと考えている。

- ① 本件訴訟のXの代理人ならば、どのように構成してYの行為が本件特許権の侵害であると主張するか。
- ② 本件訴訟のYの代理人ならば、①のXの主張に対して、どのような主張で対抗するか。
- ③ 本件訴訟のXの代理人ならば、②のYの反論に対する対抗主張はあるか。
- ④ 本件訴訟担当の裁判官ならば、XY双方の主張を踏まえて、どのような結論を出すか。